

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|---|--|---|
| 1 | <p>3. 求められる行政サービスの提供等 （1） ⑤ 求められる行政需要の把握とその対応</p> | <p><u>例示として記載の特養の制度変更や、子供の貧困対策も重要ではあるが、やはり昨今、高齢者の運転による交通事故が数多く報道され、注目されていることを取り上げてほしいものである。</u></p> <p>個人差はあるものの、高齢になると誰でも体力や判断力が衰えて車の運転に不安を感じることもある。しかし、運転をやめれば途端に買い物や通院が不便になるので「運転免許証返納」は、1年また1年と先延ばしになっているのが現実である。</p> <p>高齢者の運転者による事故を抑止することを目的に、青森県五戸町では積極的に免許返納者への優遇措置をとって、事故を起こし人生が台無しになる前に地域住民の幸福を願う施策をとっているという報道があった。だが公共交通機関が少ない地域では、運転免許証返納により車に乗れなくなることに高齢者は躊躇してしまう。どこに行くにも何をするにも車がないと大変なのである。</p> <p><u>そこで、今回の行政改革大綱の中の3の（1）の⑤の記載例に、</u> <u>「高齢者運転による交通事故の防止と「運転免許証返納」への優遇措置について」の記載が行政需要の把握として必要ではないだろうか。住民バスの運行状況とあわせて対象になる高齢者も相当数になるだろうが、この課題の解決に素早く対応できるように、子供の貧困対策などと同様に取り上げていただきたいものである。</u></p> | <p>御指摘のありました高齢運転者による交通事故防止等については、まさに今、求められる行政需要の一つであると考えます。例示として2点について記載しておりますが、記載内容を修正します。</p> |
| 2 | | <p><u>平成19年2月策定の「美里町行政改革大綱」の8項目の中で、また平成24年4月策定の「第2次美里町行政改革大綱」の7項目の中で明文化されていた「住民の理解を得た協働システムの構</u></p> | <p>自治基本条例については、住民の多くが必要だと考える条例であるならば、</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| | | <p><u>築と推進」の項目が「第3次美里町行政改革大綱」においては削除されています。</u></p> <p><u>本町では、国が進める分権型社会システムへの転換に向けて、住民と協働のシステムを構築することが必要だとして主要取組項目の一つとして「自治基本条例の制定と運用」を行政改革大綱に取り上げられたはずです。</u></p> <p>私たちは大綱に沿って、町と「自治基本条例学習会」を通じて、地方自治の考え方、自治基本条例の必要性等、住民参画、住民主体の自治のあり方など、平成22年から20回以上にわたって、いままで学習してきました。</p> <p>県内では、仙台市をはじめ、近隣の大崎市、石巻市、加美町など、8市町がまちづくり条例を策定しています。本町では次のステップに進めるために講演会を開催する方向で、昨年5月18日の自治基本条例に関する懇談会においてもまた昨年末にも前向きに話し合いました。</p> <p>しかし「町民から信頼される行政」をめざしたこれまでの行政改革大綱の中に入っていた「自治基本条例の制定と運用」の取組項目が第3次行政改革大綱案では削除されております。</p> <p>この項目の所管部局は、まちづくり推進課と思いますが、まちづくり推進課は、平成22年12月の美里町議会定例会において、相澤清一議長のもとで課の新設として討議されております。</p> <p>当時の佐々木町長の発言は「住民主体のまちづくりに対してどのように対応を進めていくかということが、やはり喫緊の課題であります。その協働のまちづくり、住民主体のまちづくりを積極</p> | <p>早急に取組を進める必要があると考えますが、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり、底辺が広がっているとは感じられません。現段階で町の憲法と位置づけられるものではないと考えます。自治基本条例の早期制定を目指すよりも、まずは多くの住民が自治基本条例への関心を高められるような取り組みを検討していくことが必要と考えますことから行政改革の取組項目から削除いたしました。</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|---|-------|
| | | <p>的に取り組み、その取り組みから今後の行政と住民の新しい関係を構築する、そのために「まちづくり推進課」を単独で設置させていただく」ということで提案しております。そのうえで、まちづくり推進課の新設に伴い、事務分掌として1号に「住民の参画・協働に関すること」2号に「住民活動の支援に関すること」とし、平成23年4月より施行していくと当時の総務課長が説明されています。</p> <p>このことは、平成18年12月の美里町行政改革大綱の草案としての「並列記述シート」によれば、「これからのまちづくりを進めていくためにはその基本となる住民参加の仕組みや、町、議会の義務・責務、住民や各種団体の権利・責務を明確にする必要があるのではないかとの認識のもと、「美里町の憲法」ともいえる自治基本条例等の制定について十分な調査の上検討を行う」との考えかたにたって、美里町まちづくり会議の活用が念頭にあるものと推察されます。</p> <p>また現行の美里町行政組織規則の第13条の2においては、まちづくり推進課の各係の分掌事務は、地域づくり推進係（1）住民の参画・協働の推進に関すること（2）地域づくりの推進に関すること等と明示されております。</p> <p>このように行政と住民の新しい信頼関係を構築するという目的をもって設置された所管部局の立場から判断して、<u>前回まで行政改革大綱において明示されていた「住民の理解を得た協働システムの構築と推進」</u>取組項目「<u>自治基本条例の制定と運用</u>」などが、何故削除されたのか、なかなか理解できません。</p> | |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|---|-------|
| | | <p>たしかに、平成28年8月29日開催の美里町第1回行政改革推進本部会議において『「自治基本条例の制定と運用」については、町の既存条例と重複する部分も多くみられるから、今年度中に町として検討して、やるかやらないかを判断する。判断の結果によっては削除する方向とする』との会議録があります。</p> <p>その後、昨年末にまとめられた「第3次行政改革大綱策定に向けた実施計画見直し一覧表」によれば、『「自治基本条例の制定と運用」については、町内の活動団体が作成した自治基本条例（案）の内容等の協議を行いました。町の既存条例と重複する部分が多く見受けられます。このことから、条例の制定早急に必要なものではないと判断し、実施計画の項目から削除します』となり、削除されたようです。</p> <p>《重複する部分が多い》というのは削除する理由になりません。7年前からの学習会の当初から解っていたことで、何が不足でどのようにしていくのが良いのか検討していくことでなく、何の対案もなく整備もせず、町内の団体が作製した案は、「重複している」ということで削除するとは納得できません。</p> <p>いいかえれば、<u>「自治基本条例の制定と運用」は、町内の団体の要求ではなくして、社会の変化による要求であって、当然、その実践は、住民との協働のもとに行われるもので、町民全体の自治基本条例制定の雰囲気が高まらないからではなくして、むしろ行政の責任で行うべきものであると考えられます。</u></p> <p><u>それゆえに、「住民の理解を得た協働システムの構築と推進」</u>取扱項目「自治基本条例の制定と運用」を第3次行政改革大綱案</p> | |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|---|--|--|
| | | <p><u>に復活して、町はその実現に向けて率先して推進していくべきと考えます。</u></p> | |
| 3 | <p>1. 本案に関するパブリックコメントは、以下の理由から一旦取り下げてやり直すべきものと考えます。</p> | <p>1. 本案に関するパブリックコメントは、以下の理由から一旦取り下げてやり直すべきものと考えます。</p> <p>（1）第3次大綱（案）は極めて安易な内容で行政改革の本旨に欠けるものです。詳細は後述しますが、前段の「はじめに」「本大綱の目的」は、ページを埋めればよいという形だけの、いわゆる美辞麗句まがいの羅列で支離滅裂、お粗末そのものですね。</p> <p>本論の「取組の主要項目」では全テーマが第2次大綱からの継承であり、その過半は、今では担当課の本来業務もしくは業務改善・強化をはかるレベルのものですね。</p> <p>一方で10年来未実施・未完了の重要テーマを説明ひとつなく削除したり、さらに10年も経つというのに新規のテーマはゼロという惨憺たるものです。これで行政改革というのはいかがなものでしょうか。</p> <p><u>（2）第3次大綱（案）を町民が理解するために必要な説明資料が全く不足です。募集要項に記載の内容ではいくら頑張っても理解するのは至難のわざです。少なくとも第2次大綱各テーマの成果見込み、第3次大綱でどう取り扱うべきか、それらを踏まえてどんな考えで第3次大綱を作成するのか、第2次、第3次大綱間の移行経緯がわかる説明資料の添付は必須でしょう。しかも町民にわかりやすくです。</u></p> <p>美里町行政改革大綱（1次、2次）の一番初めにでてくるテーマ、即ち一丁目一番地の「行政情報のわかりやすい積極的な公表</p> | <p>（1）全体的に見直しを行い修正します。</p> <p>（2）これまでの行政改革の取組状況を説明するため、巻末に資料を添付いたします。（実施計画一覧表及び検証結果）</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|--|---|--|
| | | <p>と説明責任の確立」に恥じないようにしっかりやっていただかねばなりませんね。</p> | |
| 4 | <p>2.第3次大綱（案）の内容を詳細に吟味しますと下記のように多々の問題があり、全面的に作成し直す必要があります。</p> | <p>2.第3次大綱（案）の内容を詳細に吟味しますと下記のように多々の問題があり、全面的に作成し直す必要があります。</p> <p>（1）前段の「はじめに」「本大綱の目的」は、下記の通り支離滅裂ですね。とにかく何やらごちゃごちゃ書いてページを埋めれば良いという文章です。響いてくるものがありません。町民が論理的に納得・理解できるものにすべきですね。</p> <p>・例えば行革の達成率ですが、「はじめに」では28年10月現在達成率が49.1%とあり、添付参考資料「美里町第2次行政改革大綱 実施計画の取組項目の進捗状況」を見ますと、27年度達成率49.09%とあります。</p> <p>28年上期活動はゼロということでしょうか。いずれ嘘ごとなのでどうでもいいということなのでしょうか。</p> <p>・「PDCAのマネジリングサイクルを回して取り組んできた」とありますが、PDCAの何たるかを未だ理解していないようですね。PDCAは半世紀も前から民間では普通のこと、仕事のイロハ・仕事の基本なのです。仕事の進め方イコールPDCAということですね。PDCAサイクルを回してどうのこうのと、仰々しい話では決してないのですよ。</p> <p>第1次、2次大綱のテーマの一つ「民間手法の積極的導入」に、この10年間全く取り組んできていないことが暴露してしまいましたね。</p> <p>・又、「行政改革に対する意識が希薄で・・・」とか、「自ら考え、</p> | <p>（1）現時点で把握している平成27年度末までの状況を掲載しており、27年度達成率49.09%の小数第2位を切り上げ49.1%と掲載したものです。49.09%に修正します。</p> <p>PDCAサイクルについては、行政改革の取り組みにおいて、民間企業で取り組まれていたこの手法を活用すべきであるとの考えから導入したものです。</p> <p>意識改革推進プログラム</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| | | <p><u>実行しなければならないことを職員一人ひとりが再認識することが必要」とか、「職員の意識を高めていく必要がある」と記述しています。職員の意識改革が進んでいないことをこれでもかと強調していますね。</u></p> <p><u>ところが添付資料「第2次行政改革実施計画書 指標一覧表」(以下「指標一覧表」という)を見ますと、テーマ「意識改革推進プログラムの策定と実行」は平成27年度に実施、完了となっています。何といいころかげんなことですかね。</u></p> <p><u>・第2次大綱で“これまで取り組んできた各項目は、行政組織として継続的に「取り組むべきもの」「取り組んだ方がよいもの」「改善」の項目が主なもので”、と3分類しています。これまで怠ってきたテーマは、コメントもなく知らぬ顔で切り捨ててしまう手立てなんですかね。また3分類のうち“「取り組むべきもの」は達成率100%に近づけねばならない”とありますが、そもそもどういう基準で3分類したのか、どうしてこれだけが達成率100%狙いなのか、全く理解不能です。これまで怠ってきたテーマをうやむやの内に削除してしまうため、その説明のつもりなのでしょう。3分類の基準・根拠とどのテーマがどの分類なのか、今後の取組方針や削除するテーマの削除理由等々を町民にわかりやすく説明していただかねばなりませんね。</u></p> <p><u>・“行政改革の眼目である「行政サービスの質の向上」と言い、“行政に携わる者として「質の高い行政サービス」の提供”と言い、“これからの行財政運営は、「質の高い行政サービス」を提供することにより、・・・”とあります。町民の願いはそんな歯の</u></p> | <p>の策定と実行については、第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画を策定したことから実施、完了といたしました。今後はこの計画に基づき、職員の意識改革を進めることとし、人材育成基本方針に記載した「求められる職員像」を目指し人材育成に取り組むこととしました。</p> <p>これまで取り組んできた各項目について、検証結果を巻末に添付いたします。</p> <p>当たり前行政サービスを提供することは当然であり、より質の高いサービスを提供するための努力が常</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|---|--|
| | | <p>浮くような立派なことではなく、「当たり前前の行政サービス」を間違いなくやってくださいということではないでしょうか？</p> <p>（2）第3次大綱に取り上げのテーマについて「これまで取組みが遅れているものがあることから、第2次大綱における取組項目を継承しながら、新たに第3次を策定」とあります。これは虚偽記述くさいですね。第3次大綱の内容を見ますと、テーマは全ては第2次大綱から継承したものです。第2次大綱42テーマ中、25テーマを継承し第3次大綱として再整理し24テーマとしていますね。</p> <p>そしてこれらテーマの多くは下記に例示のとおり、今や本来業務もしくは業務改善レベルなのです。また新規テーマはゼロであり、「はじめに」や「本大綱の目的」で強調している「内部統制の構築」すらテーマ化していません。のみならず第2次大綱で未着手・未完了の重要テーマが、明確な説明もなく削除されているのです。</p> <p>言うなれば「これまで10年間、未着手だったりなかなか進まなかったりのテーマは削除し、楽にできそうな定常業務レベル、業務改善レベルのテーマを再整理し取りまとめ、格好をつけた」と表現した方が的を得ていそうですね。</p> <p>以上から、第3次大綱の取組テーマは全面的に見直しして、行政改革にふさわしい内容とすべきです。</p> <p>・第2次大綱から継承され第3次大綱に位置づけされたテーマの多くは、今では担当課の本来業務、もしくは業務改善レベルのテーマと判断されます。その顕著な例を第3次大綱(案)の項目 No.</p> | <p>に必要と考えます。</p> <p>（2）御指摘のとおり、業務改善、本来業務レベルのものも継続して取り組むべきものとして記載しております。分かりやすい表現となるように記載内容を見直しし修正いたします。</p> <p>前述のとおり、記載内容を見直しし修正いたします。</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|--|---|
| | | <p>テーマ名で下に示します。</p> <p>1－（1）－③「職員定員適正化計画の策定と公表」 2－（1）－1「財政健全化計画の策定及び公表」 2－（2）－1「税金等収納率の向上及び租税教育」 2－（3）－①「水道事業の経営健全化」 3－（1）－②「住民懇談会の実施」</p> <p>個人的試算では約2／3がこういう類のテーマですね。「行政改革」というからにはある程度チャレンジ性が求められるはずで す。全面的に行政改革にふさわしいテーマ内容に見直しするよう 求めざるを得ません。</p> <p>・第2次大綱から継承されずに削除されたテーマは17あります 。「指標一覧表」によればその内訳は、27年度までに実施・未 完了が3テーマ、未実施・未完了が2テーマとなっています。こ こで問題なのは未実施・未完了の2テーマです。10年間にわた って何もせずに成果もゼロである、下記の2テーマが全く理由も 示されずに第3次に継承されることなく削除されてしまってい るのです。やりたくないし、説明もできないしなのでしょうが、 それですまされる問題ではありません。極めて重要なテーマであ り外す理由が全くありません。第3次大綱には必ず入るべきテ マであると考えます。</p> <p>第2次大綱 項目 No.31「民間手法の積極的導入」 32「自治基本条例の制定と運用」</p> <p>なお後者に関しては、町行政改革推進委員会は、「自治基本条 例の制定については、町の憲法と位置付けるのであれば、制定を</p> | <p>前述のとおり、これまで取 り組んできた各項目につい て、検証結果を巻末に添付 いたします。</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|---------------------------|--|--|
| | | <p>躊躇することはなく、町民を巻き込んだ議論に発展させ、検討を進められたい」とコメントされていますね。（「平成28年度 行政改革推進 実施計画一覧表」より）</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付資料「指標一覧表」をよく見るとテーマの主旨を避けて、やりやすい指標なり目標なりとしているのが散見されます。ここではとりあえずおいておくとしします。 <p>しかし第3次大綱の「はじめに」の中で、「行政改革に対する意識が希薄」とか「職員の意識を高めていく必要がある」と記述し、職員の意識改革がまだまだ進んでいないことを自ら白状している件は見逃せませんね。「指標一覧表」によれば、第2次大綱の項目 No.23の「意識改革推進プログラムの策定と実行」は27年度に実施・完了となっているのです。とても完了認定できるものではありませんし、極めて重要なテーマの一つでもありますから、第3次大綱の継続取り組みテーマとして取り上げて重点活動すべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年も経って新規テーマがゼロというのもいかにも情けないですね。「はじめに」で強調されている「内部統制の構築」の件とか、これからの大きな課題であろう「地域創生」に関連する件とか、新規テーマの種は尽きないはずと思うのですが。一日も早く、「やりたくないから」から「進んでやる」に脱却してほしいものです。 | <p>前述のとおり、内部統制の構築について取組項目として追加します。</p> |
| 5 | 第3次行政改革大綱（案）からの“自治基本条例の制定 | 本町は、平成28年2月に地方自治法第138条の4第3項に則って、行政全般への取り組み及び第3次行政改革（以下、行革）大綱について、調査審議のため、美里町行政改革推進委員会を設 | 前述のとおり、自治基本条例については、住民の多くが必要だと考える条例で |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----------------------|---|--|
| | <p>と運用”抹消は法律違反です。</p> | <p>置しました。しかし、町長は、この委員会に対して何を履き違えたのか、途中で、答申を求めずに会の運営を中止させ、休会とする旨委員に通告しました。</p> <p>これは町長の越権行為とみなされても仕方ありません。委員を選任し、委員会設置までは執行機関としての役目ですが、会設置後の会の開催、休会、終了は、会長に依って総理されると関係条例からは読み取れます。また、現在は未だ会は継続されています。会長も、副会長も辞任しておりません。“自治基本条例の制定と運用”抹消については、ここで審議されなければなりません。実は私達は、去る2月14日に、県の総務部市町村課に、この辺の判断を相談に行って来ましたが、私たちの意見の正当性は十分に理解されておりました。</p> <p>なお、今後、執行部が強権をもって、勝手に措置し、“自治基本条例の制定と運用”抹消に踏み切るとすれば、これまた地方分権推進法第7条に違反することも指摘しておきます。地方分権推進法第7条には、行政改革は、行政の公正を確保し、行政の透明性の向上に努め、住民参加の充実のための措置を講じることを求めています。そのいずれにも違反することになります。本町は何のためのコンプライアンスのガイドラインを作成したのですか。</p> <p>一事が万事になります。法を犯してまでの行政は無意味です。すべてが無効です。“自治基本条例の制定と運用”の復活を提言します。</p> | <p>あるならば、早急に取組を進める必要があると考えますが、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まりなど底辺が広がっているとは感じられません。現段階で町の憲法と位置づけられるものではないと考えます。自治基本条例の早期制定を目指すよりも、まずは多くの住民が自治基本条例への関心を高められるような取組を検討していくことが必要と考えますことから、行政改革の取組項目から削除いたしました。</p> <p>なお、この項目を行政改革大綱の取組項目から削除することが地方分権推進法に反するものではないと考えます。</p> |
| 6 | 1. 行政改革大綱（文書）の必要性と | 本町は文書規程で文書の種類を決めていますが、行政改革大綱はどれに該当する文書かわかりません。その他の文書があっても | 「はじめに」を見直しし修正いたします。 |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|----------------|--|--|
| | 目的の明示 | <p>差し支えないですが、誰に何を期待して作成した文書か、文書の必要性、目的を文書中に明記して明確にしていきたい。これは、他に取り決めがない場合、その文書の中にその必要性及び目的を記載しないと、その文章の位置づけがわからないし、目的が消滅しても作り続ける無駄を防ぐためです。</p> <p>新地方行革指針に基づいて行政改革を推進するのであれば、指針にある「首長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して、取り組んでいくこと」を実践するためのツールとしてこの文書があるのではないのでしょうか。共有が目的なら、首長から職員へ、首長の危機意識と改革意欲を示すメッセージを含む必要があります。</p> <p>このような目的でないとしたら、これをカバーする代替手段が必要です。</p> | |
| 7 | 2. 行政改革大綱の記載項目 | <p>大綱とは、「根本的な事柄。おおもと。大要。」です（広辞苑 第3版）。</p> <p>したがって、美里町行政改革大綱には、行政改革を必要とする背景及び目的、改革に向けての基本的な考え方、改革に向けての重点項目等を記載する必要があります。</p> | <p>前述のとおり、「はじめに」を見直しし修正いたします。</p> |
| 8 | 3. 背景及び目的 | <p><u>行政改革の目的を総合計画に定めた将来像の実現だと説明されましたが、将来像を実現するための計画は総合計画があって重複するので無駄です。</u></p> <p>行政改革とは、社会経済情勢の変化に対応させる等の意図をもって行政機構の構造や手順・手続きを改善することです。社会経済情勢が変化すれば、従来の常識ではやっていけなくなります。</p> | <p>行政改革は、町の将来像を実現させる可能性やスピード、精度を高めるために補完するものとして職員が取り組むべきことであり、これまでの取組を継続して</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| | | <p>常識を変えること（パラダイム・チェンジ）が必要になるような改善が改革です。</p> <p>社会経済情勢の変化のうち本町の対応が遅れている代表例は、地方分権改革への対応です。地方分権推進法第7条は「地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。」と定めております。この要求に対応するものとして <u>今までの大綱には「1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの構築」、「5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進」がありました。これらは、完了していないにも関わらず第3次大綱案では削除されています。地方分権推進法第7条に背いた大綱案になっていますので、復活していただきたい。人口減少、地方創生への対応も忘れないでいただきたい。</u></p> <p>なお、 将来像を実現するために行う改善は、総合計画の実施段階における PDCA サイクルのアクション（改善）が相当します。このアクションは、総合計画の管理として行われるべきものであって、行政改革大綱に含めるべきではありません。</p> <p><u>内部統制の構築に言及していますが、これは行政機構の構造や手順・手続きの改善であり、行政改革そのものです。行政改革の一つとして取り上げるべきものですが、これを改革の項目として取り上げられなくなっているのは、行政改革の目的を誤って将来像の実現にした結果です。</u></p> | <p>いく必要があります。</p> <p>これまで取り組んできた7つの項目（柱）を新たに3つの項目に再編しましたが、行政改革としての取組項目は、第2次大綱から基本的に継承されております。</p> <p>前述のとおり、内部統制の構築を取組項目の一つとして掲載いたします。</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|---------------------|--|--|
| | | <p>定常業務のようなものがこの第3次案に記載されたのは、「改革」と「改善」とは異なると指摘したにも関わらず、「行政改革」という用語の定義をあいまいなまま放置した結果です。基本用語は、しっかり定義していただきたい。</p> | <p>定常業務のような改善の項目であっても、継続して取り組まなければならない項目があります。前述のとおり、重点項目を分かりやすく表現します。</p> |
| 9 | 4. 行政改革大綱の改革項目のPDCA | <p>第2次大綱における取組項目も継承するという記述がありますが、第2次行政改革大綱の7つの改革項目についての評価を記載してください。</p> <p>継承する以上、第2次行政改革大綱の改革項目について評価（Check）し、それに基づく改善（Action）を含んだ第3次行政改革大綱にならなければ、PDCA サイクルを回していることになりません。</p> | <p>前述のとおり、これまで取り組んできた各項目について、検証結果として巻末に資料を添付いたします。</p> |
| 10 | 5. 計画期間 | <p>計画期間は、再考して実効性のある期間にしてください。</p> <p>今までの改革項目は5年で完了したのは一つだけで、他の7項目は完了していません。それにも関わらず、何の説明もなくまた5年とするのはPDCA サイクルを回してないことは明白です。大綱の計画期間は、実現可能性のある期間（例えば10年）とし、集中的に改革に取り組む計画（実施計画）の期間を短く（例えば、3年）して実効性のある計画にすべきだと思います。この場合、大綱と実施計画の位置づけを説明する記述を追加してください。</p> | <p>これまで第1次及び第2次大綱において5年間の計画期間を設定し、毎年実施計画の見直しを行いながら各項目に取り組んでおります。計画期間については、これまでと同様の5年間とします。</p> |
| 11 | 6. 町の説明責任とアクション | <p>第三次行政改革大綱を審議するとして、平成27年12月の広報で行政改革推進委員会委員を公募しました。町のホームページ</p> | <p>当初、行政改革推進委員会に今回の第3次大綱案に</p> |

参考様式6（第7条関係・公表用）

| No. | 項 目 | 意見等の概要 | 町の考え方 |
|-----|------------------|---|---|
| | | <p><u>に委員の名簿を掲載していますが、町が委員会の機能を停止する決定をしたので、委員会は第3次大綱の審議をしていません。町長は、これについて説明責任を果たすべきです。</u></p> <p>また、委員会は内部崩壊したとして町に責任が無いような発言がありますが、機能停止させたのは町が指名した委員ですし、委員会をコントロールする責任も町にあります。広報で公表したことを履行するため、町は委員会再開のための行動をとるべきです。そのアクションをとらないのは、責任放棄していることとなります。真に「住民から信頼される行政をめざす」のであれば、委員会が開催できるようアクションをとってください。</p> | <p>ついて御審議いただき、より良いものとしたうえで公表する予定でしたが、新たな大綱を策定するうえで必要とするものではないと考えます。また、今回のパブリックコメント等でいただいた御意見を可能な限り反映した形でより良いものとさせていただきます。</p> |
| 12 | 7. パブリックコメント条例違反 | <p><u>今回のパブリックコメントは、美里町パブリックコメント条例第5条第2項に規定する政策等の案を公表するときに併せて公表する資料が不足しています。条例違反ですから、無効です。このことは、既に文書で指摘したにも関わらず、何ら対応していません。この指摘とは別の機会に「第3次美里町行政改革大綱(案)について、説明が足りない部分がありましたら、個別にご説明してまいります。」と条例をまったく無視した意見を述べています。条例で規定した公表資料が欠けていても、説明が足りるか足りないかを判断できないとは情けないです。公表資料が不足することを防ぐ仕組みを設けてください。くれぐれも、大綱案に書いている内部統制の構築を口実に先延ばししないでください。</u></p> | <p>前述のとおり、これまで取り組んできた各項目について、検証結果を巻末に添付いたします。</p> |
| | | | |